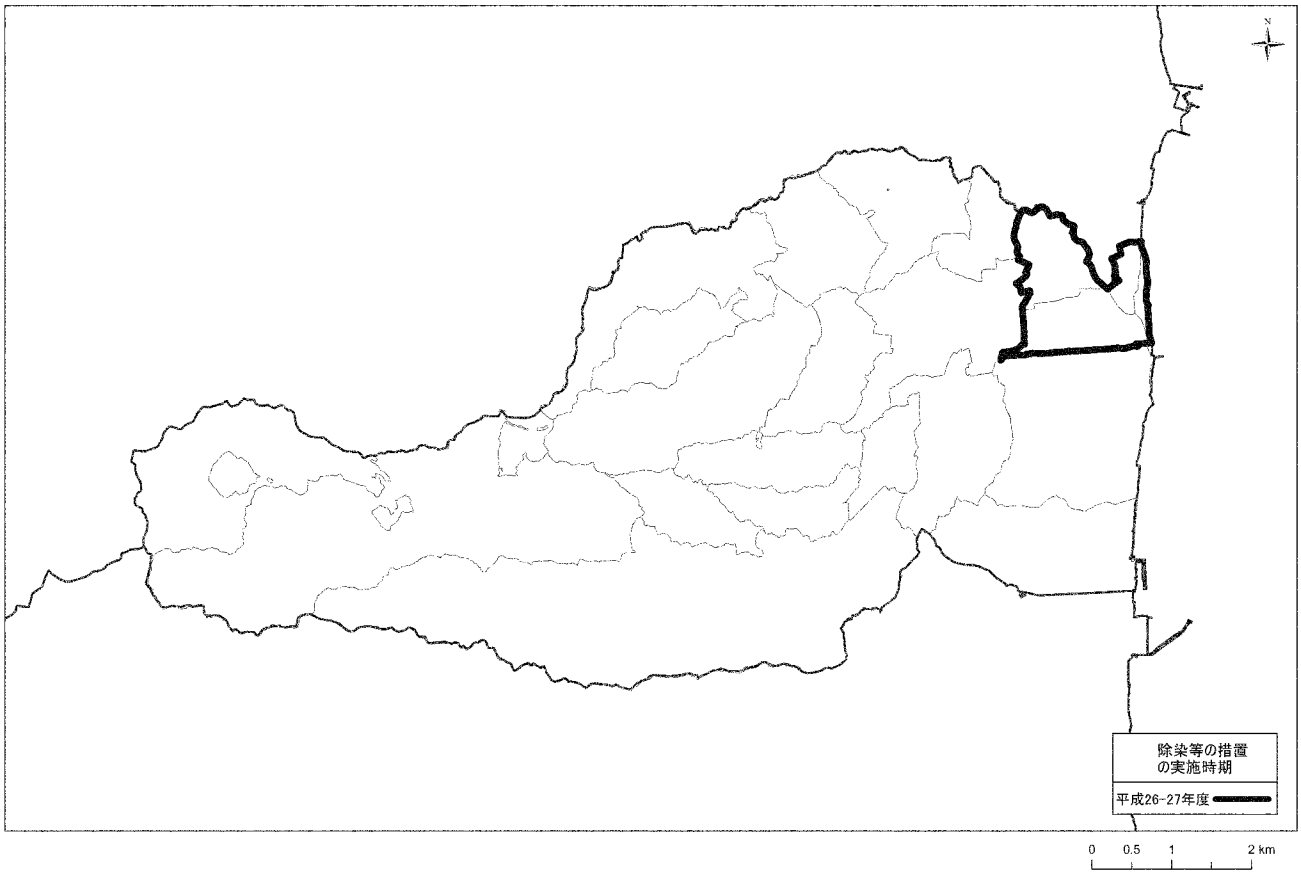
双葉町

図



○近畿地方整備局告示第百四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字川関字下モフケ一二三番一から同町大字川関字中村上ハ平一三五五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月三十一日

○近畿地方整備局告示第百四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百七十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
京都府船井郡京丹波町才原野田一八番一から同町須知岩山五番一まで	前	二二・二〇～二〇・一五〇	一八・五三八
	後	一二・二六～四一七・二一	一八・五三八

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
相生市若狭野町上松字大久保六四二番一から同市若狭野町八洞字五反田一二二番一まで	前	二九・〇〇～八一・〇〇	一・五八九
	後	三一・五〇～八四・五〇	一・五八九

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局姫路河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月三十一日　中国地方整備局長　尾藤　勇

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
下関市汐入町一二四〇番一から同市安岡駅前二丁目一四〇三番二まで	前	A　一四・五〇～四二・〇〇	六・三一五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二一・〇〇～九二・〇〇	五・八五六	
	後	A　一四・五〇～四二・〇〇	六・三一五	
		B　二一・〇〇～一三二・〇〇	五・八五六	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所